

〒509- 2202

下呂市森960番地

下呂 三郎 様
下呂 四郎 様

の保護者様

令和6年8月1日

下呂市役所 市民サービス課

【重要】児童手当の申請手続きについて

児童手当法の改正により本年10月から児童手当が拡充されます。

主な改正内容は次のとおりです。

- ・ 所得制限の撤廃
- ・ 支給対象児童が高校生年代(年度末年齢18歳)まで拡大
- ・ 第3子からの支給額の増額、多子加算の対象が大学生年代(年度末年齢22歳)まで拡大

この改正により、手当を受給するための手続きが必要になる場合がありますので、このお知らせ裏面と同封のチラシをご確認いただき、9月30日(月曜日)までに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

なお、このお知らせは本年6月末時点で下呂市に住所がある、年度末年齢が0歳から18歳の児童の保護者にお送りしています。公務員の方は職場で手続きを行ってください。また現在の住所が下呂市外にある方は、住所地の市区町村で手続を行ってください。

現在手当を受給中の方も、条件により手続きが必要な方、不要な方があります。必ず裏面の申請ガイドで確認をお願いします。

大学生年代(H14.4.2~H18.4.1生)の兄弟等がある方へ 保護者等が経済的な支援をしている場合に、多子加算のカウント対象となります

(以下の①②の条件を満たす場合)

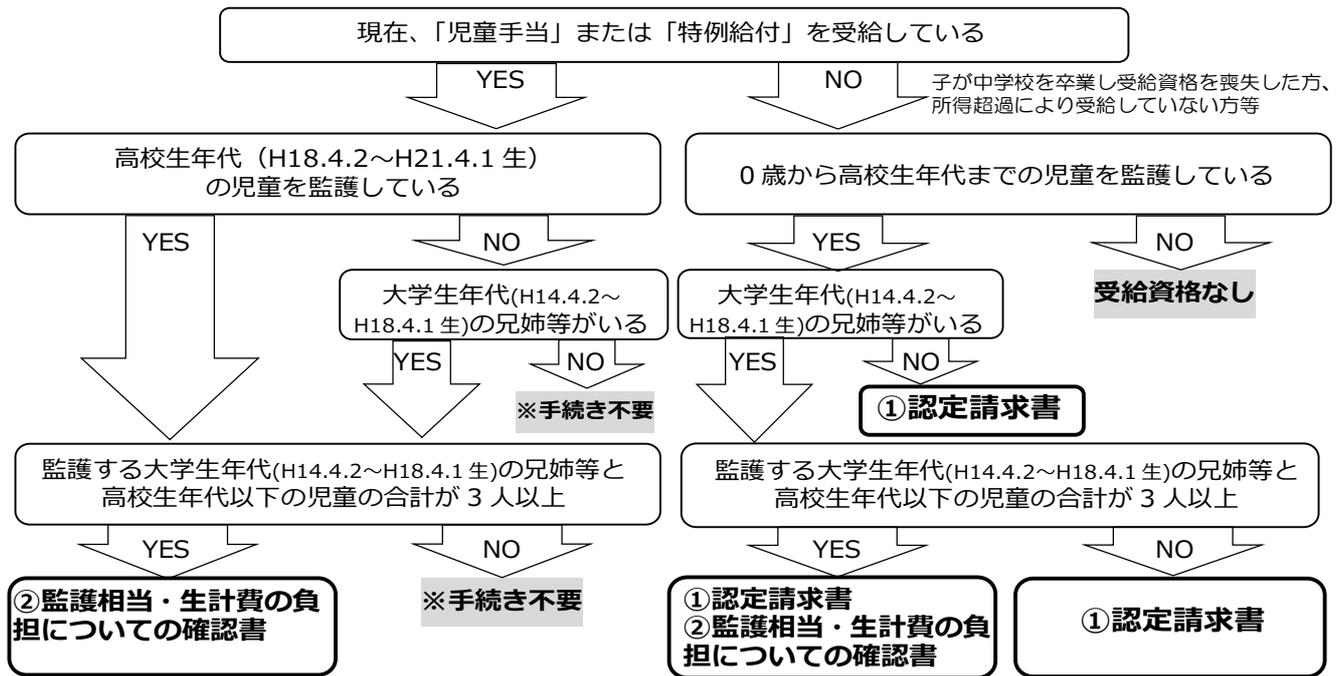
- ① 監護に相当する日常生活上の世話および必要な保護を行っていること
- ② 受給者(保護者)の収入により、児童の日常生活の全部または一部を営んでいること
具体的な例…職業等が、学生・無職・その他にかかわらず、
同居であって保護者が家賃や住居の光熱水費、食費などを負担している場合
別居であって保護者が学費、家賃等、金銭の仕送り等をしている場合
別居であって保護者が食料や生活物品等、金銭以外の仕送りをしている場合
(その仕送りを欠くと通常の生活水準を維持することができないと考えられる場合)

条件を満たす場合「②監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
提出がない場合、第3子以降であっても月額3万円になりませんのでご注意ください。

問い合わせ先：下呂市役所 市民サービス課 児童手当係 TEL 0576-24-2222

改正児童手当 申請ガイド

提出書類フローチャート



※児童手当法における「児童」とは 0 歳から高校生年代（年度末年齢 18 歳）の子です。
 ※大学生年代の兄弟等がおらず、高校生年代までで 3 人以上となる場合は、手続き不要で第 3 子以降の児童は月 3 万円となります。
 ※現在手当を受給している世帯の高校生年代は手続き不要で対象児童となります。（大学生年代の兄弟等がある場合は手続きが必要）

届いたら、すぐが肝心！やることチェック

全 員	上記フローチャートで提出書類を確認	<input type="checkbox"/> 手続き不要 ⇒ これで終わりです <input type="checkbox"/> ① 認定請求書 <input type="checkbox"/> ② 監護相当・生計費負担についての確認書
	↓ 郵便で申請する場合	
	本人確認書類を準備してください 書類記入日 令和 6 年 ___ 月 ___ 日 封筒投函日 令和 6 年 ___ 月 ___ 日	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード } <input type="checkbox"/> いずれかのコピーを準備 <input type="checkbox"/> 記入内容は正しいですか <input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピーを入れましたか 期限：9月30日（月）必着
↓ 受給者（請求者）のマイナンバーカードと対応のスマートフォンまたは PC が必要です		
電 子 申 請	① 認定請求書	② 監護相当・生計費負担についての確認書
	 送信日 令和 6 年 ___ 月 ___ 日	 送信日 令和 6 年 ___ 月 ___ 日